

## 令和3年度事業計画書

当支援センターにおける令和3年度の事業計画は、  
「被害者等の要望に応え、県民に必要とされる支援センターブル」  
を重点目標とし、

- 被害者等支援活動の充実、強化
- 犯罪被害相談員及び支援活動員の確保・人材育成等人的基盤の強化
- 自立に向けた財政基盤づくりの強化

を重点推進事項として、次の事業を推進する。

### 第1 公益目的事業

#### 1 被害者等に対する電話・面接相談事業

##### (1) 電話相談

ア 犯罪被害相談員が、被害者等からの電話相談に真摯に向き合い、相談の初期段階から被害者等に寄り添い、精神面における被害の早期回復とその軽減並びに心のケア等に努める。

・相談専用電話 088-678-7830

088-656-8080

・受付時間 月曜日・水曜日～土曜日 午前9時～午後4時  
(祝日・年末年始を除く)

##### イ 犯罪被害者等電話サポートセンターとの連携

全国被害者支援ネットワークの附置機関「犯罪被害者等電話サポートセンター」と連携し、被害者がどこでも、何時でも(24時間)求める支援が受けられる活動を目指す。

・相談電話・ナビダイヤル 0570-783-554

##### (2) 面接相談

面接相談の必要性が認められる場合は、犯罪被害者相談員が、センター内面談室又は必要と認める場所において面接相談を行うほか、部内外の専門家(精神科医、公認心理師、臨床心理士、弁護士等)と連携して対応する。

#### 2 被害者等に対する直接的支援活動事業

##### (1) 直接的支援活動の推進

被害者等の幅広い要望に応じ、精神的な負担の軽減を図るため、警察署、検察庁、裁判所、弁護士事務所、病院、行政窓口等への付添い支援に対応するほか、公認心理師・臨床心理士等によるカウンセリング、日常生活支援等の支援活動を推進する。

(2) 犯罪被害者等早期援助団体としての業務

担当部局からの犯罪被害者支援に関する情報提供に対しては、早期かつ真摯に対応し、被害者等に対する精神的、経済的及びその他社会生活上の支援を円滑に行い、被害者等の適切な回復と平穏かつ安全な生活に寄与する。

(3) 給付金等支給申請の補助業務

犯罪被害者等給付金や全国被害者支援ネットワークによる被害者緊急支援金(日本財団)「夢の貯金箱」等の申請手続の補助を行う。

3 広報・啓発活動事業

(1) 各種広報啓発活動の推進

ア ホームページの効果的活用

- メールによる被害相談への的確な対応
- 適宜更新を行い、センターの各種活動状況を積極的に配信する等、センターの認知度向上及び利用促進に努める。

イ 刊行物等の活用

- 機関誌「センターだより」の発行

センター事業活動の発信や、賛助会員との情報共有を目的として年2回発行する。

- リーフレット等の活用推進

センターパンフレット、リーフレット(2種類)、広報カード、クリアファイル、手提げバッグ等広報グッズの効果的活用を図る。

- 関係機関・団体の機関誌等の活用

警察署のミニ広報誌や市町村広報誌、タウン情報誌等の積極的活用を図る。

ウ キャンペーン等の実施

内閣府が主唱する「犯罪被害者週間(11月25日~12月1日)」に合わせ、県・県警・関係団体と連携して、集中的な街頭キャンペーン等を実施し、被害相談窓口の利用促進や、県民の被害者支援に対する意識の高揚を図る。

エ 犯罪被害者支援ポスターの募集

徳島県教育委員会の後援のもと、小学生から一般までの幅広い県民を対象に、被害者等の置かれた状況を正しく理解し考えることを目的とした犯罪被害者支援ポスターの募集を行い、優秀作品を展示あるいは翌年のカレンダー素材に利用する等、広く広報啓発活動に活用し、被害者支援に対する意識の高揚を図る。

#### ○ オ マスコミの活用による広報

当センターの活動内容、行事予定等を積極的に報道機関に提供すると共に、ケーブルテレビ等のスポット広報を活用して、当センターの知名度向上を図る。

#### ○ カ 広報車両の運行

協力企業による被害者支援のラッピングトラックや、ステッカーを貼付した車両を運行させる等効果的な広報活動を行う。

#### (2) 犯罪被害者支援講演会等の開催

当支援センターの認知度向上と、被害者等が置かれている現状や被害者等に対する支援の必要性等について、広く県民の理解を深め、社会全体で被害者を支える意識を醸成するため、各種講演会を積極的に開催する。

#### (3) 「命の大切さを学ぶ教室」の開催

次代の社会を担う若い世代(中学生、高校生)を対象に、犯罪被害者等による講演会を開催し、犯罪被害者や遺族が自ら犯罪被害の悲惨さ、親の思い等の心情を生徒等に訴え、命の大切さについて理解させる。

### 4 関係機関・団体との連携による被害者等への支援事業

- (1) 犯罪被害者支援の全国組織「全国被害者支援ネットワーク」や、中国・四国ブロック各県被害者支援団体との連携など、被害者支援に関する情報交換や相互協力をを行う。
- (2) 被害者支援施策に対する理解を深めるため、県警被害者支援室、県消費者くらし政策課、県男女参画・人権課、各市町村、関係機関・団体と連携して、被害者支援の施策や諸活動を推進する。

### ○ 5 人的基盤の強化事業

#### (1) 支援活動員養成講座の開講

被害者支援活動に必要な知識、技能、刑事手続等に関する講座(入門、基礎)を開講し、支援活動員の養成、人的基盤の裾野拡大を図る。

#### (2) 支援活動員に対する継続研修の実施

当センターの「人材育成システム」のカリキュラムに基づき、支援活動員等を対象とした当センター主催の継続研修(初級Ⅰ、Ⅱ)を実施、電話相談要領や裁判所への付添支援要領、グループでの事例検討等を通じて個々のスキルアップを図る。

#### (3) 各種研修会への参加

全国被害者支援ネットワークが主催する全国フォーラムや全国研修、中四国ブロック質の向上研修(上半期、下半期)のほか、先進県での取り組み視察や研修受講など、個々の相談員、支援活動員のスキルアップを図る。

(4) 大学の人材育成への協力

公認心理師や臨床心理士を目指す学生の実践実習場所として受け入れ、人材育成に貢献する。

6 安定的な財源確保に向けたファンドレイジング活動の推進

(1) 賛助会員の拡大

賛助会員(個人・法人)への働きかけを強化し会員の拡大を目指すと共に、長期間会員を継続していただくため、犯罪被害者支援を通じた企業等のCSR(企業の社会的責任)への理解を得る活動を推進する。

(2) 多角的な資金獲得活動の推進

寄付型自動販売機の拡充や、中古本寄附プロジェクト(ホンデリング)事業の推進、寄付型菓子販売事業や「おかげさま募金」協力企業の拡充、各企業・事業所への募金箱の設置促進、イオン黄色いレシートキャンペーン活動等戦略的な計画のもとに推進する。

第2 収益事業

駐車場の経営事業

駐車場経営については、被害者等に対する支援活動等の強化を図るため、契約者確保の方策を推進するなど、より効果的な事業財源となるよう改善を図る。